

視点

地域の再生・活性化の動きを全国へ

内閣官房地域活性化統合事務局長 和泉 洋人



この3月で東日本大震災から1年が経ちます。この間、被災地の復興の動きはもちろんですが、それを支える全国の支援の動きも活発となりました。改めて、人・地域の絆の大切さに気付いた1年ではなかったでしょうか。この文章をお読みの方は、地域の社会・経済活動を先導される方が多いと聞いております。皆様もこのことに実感を持って、活動に取り組まれているのでないでしょうか。

私が勤める地域活性化統合事務局は、地域の経済・社会の再生・活性化の活動を支援するために、「都市再生」「構造改革特区」「地域再生」「中心市街地活性化」の各制度を運用するとともに、地域からの総合的な相談に対し、省庁横断的・施策横断的に迅速・的確に対応する「ワンストップ拠点」として活動しています。

平成23年度からは、これらの活動に国の「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」に基づく「総合特区」制度と「環境未来都市」制度を加え、地域の取り組みの支援の強化を図りました。

「総合特区」制度とは、国が指定する「総合特区」において、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度です。このために、税の深掘り、規制緩和、財政支援という三本柱により、地域の取り組みを強力に支援して参ります。昨年12月22日に第一弾の総合特区が指定されました。埼玉県下でもさいたま市の「次世代自動車・

スマートエネルギー特区」が指定されており、今後の取り組みに期待しています。

「環境未来都市」制度とは、環境問題・超高齢化対応等の我が国が抱える問題解決に向け、生活基盤の向上のため環境・社会・経済という3つの側面について、人間中心の新たな価値が創造される都市・地域を実現し、その成果を世界に発信しようとするものです。

こちらも、この主旨の共感する地方公共団体からのご提案を踏まえ、昨年12月22日に環境未来都市の指定を行いました。

ところで、以上の総合特区制度と環境未来都市制度は、特定の問題意識・目的を持ち、特徴的な取り組みを行っている地方公共団体を強力に支援する、いわば特別な制度です。そこでの成果を全国展開していくには、まだまだもう少し時間がかかりそうです。

そこで、すでに顕在化しつつある課題に取り組む地方公共団体を支援する汎用的な仕組みとして、現在「地域再生」制度の見直しを進めているところです。

私たちの取組内容は、地域活性化統合本部会合のサイト（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>）及び地域活性化総合情報サイト（<http://www.chiiki-info.go.jp/>）でご紹介していますので、ご活用頂けたらと存じます。またこれからも、地域の皆様にとって、より一層使いやすい制度の構築や運用に励んで参ります。そして、皆様の活動が地域の再生、そして地域からの日本再生に繋がることを願ってやみません。